

養成機関への入学や取得資格を活かした就職のための準備資金

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付のご案内

就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対して必要な資金を貸付け、修学を容易にすることで資格取得等を支援し、自立の促進を図ることを目的とします。

養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事した場合は、貸付金の返還が免除されます。

貸付対象者	■ひとり親家庭の親で次の要件をすべて満たしている方 ただし、「専門実践教育訓練給付金」の支給を受ける方は、入学準備金の貸付を受けることができません。 ①「高等職業訓練促進給付金」を受給している方 ②新潟県内に住民登録をしている方 ③養成機関を修了後、取得した資格が必要な業務に従事する意思がある方
貸付内容 (一括交付)	■入学準備金 500,000円以内 高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関へ入学する際の準備金 ■就職準備金 200,000円以内 養成機関の課程を修了し、資格を取得した方が、就職する際の準備金

貸付利率	■連帯保証人を立てる場合、無利子 ■連帯保証人を立てない場合、年1.0%
返還期間 返還方法	■返還期間は6年以内 ■月賦又は半年賦の均等払方式
返還の免除	■次のすべてを満たした場合、貸付金の返還が全額免除されます。 ①養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に新潟県内において就職し、 ②取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合
実施主体 貸付審査	■この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、国と新潟県、新潟市が貸付原資を出し合い、「社会福祉法人新潟県社会福祉協議会」運営しています。 ■実施主体である新潟県社会福祉協議会が、借入申込を受け、審査し、貸付を決定します。



申込先・問い合わせ先(申込みは、郵送でも可能です。)

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会 生活支援課

〒950-8575 新潟県新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階

電話 025-281-5605 <http://www.fukushiniigata.or.jp/>



新潟県・新潟市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 概要
借入申込から資金交付までの流れ



ひとり親家庭の親

就職に有利な資格を取得し、就職したい

- ・高等職業訓練促進給付金の交付金を決定した新潟県又は市
- ・母子・父子自立支援相談員

① 申請	<p>■入学準備金 500.000 円以内</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 第 1 号様式「入学準備金借入申込申請書」 <input type="checkbox"/> 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し <input type="checkbox"/> 養成機関の入学・在学を証明する書類 <input type="checkbox"/> 貸付対象経費である借入用途を証明する書類 <input type="checkbox"/> 連帯保証人の所得を証明する書類 <p>【提出期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 高等職業訓練促進給付金の支給が決定されたときから入学後 3 ヶ月以内
	<p>■就職準備金 200.000 円以内</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 第 2 号様式「就職準備金借入申込申請書」 <input type="checkbox"/> 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し（3 ヶ月以内の証明） <input type="checkbox"/> 養成機関を修了したことを証明する書類 <input type="checkbox"/> 資格を取得したことを証明する書類 <input type="checkbox"/> 就職することを証明する書類 <input type="checkbox"/> 貸付対象経費である借入用途を証明する書類 <input type="checkbox"/> 連帯保証人の所得を証明する書類 <p>【提出期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 免許・資格試験に合格し、就職先が内定したときから就職後 3 ヶ月以内
② 決定	<p>■申請書類の内容を審査し、貸付の可否を決定し、借入申込者、連帯保証人及び給付金の交付を決定した新潟県又は新潟市に審査結果を通知します。</p>
③ 契約	<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 第 7 号様式「借用証書」（借受人が規定額の収入印紙を貼付すること） <input type="checkbox"/> 貸付金振込先の借受人名義の通帳の写し （銀行名、支店名、預金通帳、口座番号、口座名義が確認できるもの） <input type="checkbox"/> 連帯保証人の住民票の写し（発行から 3 ヶ月以内でマイナンバー記載なし） <input type="checkbox"/> 連帯保証人の印鑑登録証明書
④ 資金の交付	<p>■提出された借用証書等に不備がないことを確認し、借受人が指定した振込口座に資金を交付します。※ 貸付決定から資金交付までは約 1 ヶ月程度かかります。</p>
返還が必要となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ■養成機関を修了・資格を取得しなかったとき ■取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき
貸付利子 ・延滞利子	<ul style="list-style-type: none"> ■連帯保証人を立てる場合、無利子 ■連帯保証人を立てない場合、年 1.0% ■延滞利子、年 5.0%
返還の猶予	<ul style="list-style-type: none"> ■養成機関に在学しているとき ■取得した資格が必要な業務に従事しているとき

